

国立大学法人北海道教育大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針

「国立大学法人北海道教育大学附属学校いじめ防止方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校児童生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本学、附属学校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと

4 いじめの禁止

児童生徒はいかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校職員は

- ・本校の児童生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

II 基本的対策

6 学校におけるいじめ防止

- (1) 本校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自他の良さを認め合い、人とかかわり合う力を育成することがいじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道

徳教育及び体験活動の充実を図る。

- (2) 本校は、いじめを防止するため、その必要に応じて、児童生徒の保護者、その他の関係者との連携を図り、いじめの防止のための活動への支援を行う。特に本校の児童生徒の場合は、いじめの被害に遭わないための指導や支援に配慮する。
- (3) 本校は、その必要に応じて、児童生徒及び保護者並びに教職員等に対するいじめを防止することの重要性を理解するための指導や支援、学習会、研修会、その他必要な措置等を行う。

7 いじめの早期発見のための対策

- (1) 本校は、いじめを早期に発見するため、児童生徒の日常観察を励行し、家庭（保護者）との連絡ノート等の活用を図る。
- (2) 本校は、その必要に応じて、支援ミーティングや個人懇談等を利用し、児童生徒の友達関係や他者とのかかわり等について把握する。
- (3) 本校は、その必要に応じて、児童生徒及び保護者がいじめ等に関する相談ができるように、日常的に学校との信頼関係を構築する。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 保護者会等を利用して、情報モラルについて保護者の役割認識を働きかけるとともに、携帯電話の利用方法やフィルタリングなどの保護者向け啓発資料を配布する。
- (2) 本校は、その必要に応じて、外部講師等を招き、インターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラルの指導や研修を行う。

III いじめ防止等に関する措置

9 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 本校学校保健委員会内に「いじめの防止等の対策のための小委員会」を設置する。
- (2) 構成員は以下の通りとする。
 - ・校長
 - ・副校長
 - ・各学部主事
 - ・保健主事（養護教諭）
 - ・生活支援部長
 - ・その他、必要に応じ校長が認めた者
- (3) 活動内容については以下の通りとする。
 - ・いじめの早期発見に関すること（いじめアンケート調査）
 - ・いじめの防止等に関すること
 - ・いじめに対する措置に関すること
- (4) いじめの防止等の対策のための小委員会」は、その必要に応じて開催するものとする。
- (5) その他、いじめ防止等の対策に関するものを行うものとする。

10 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒

が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。

- (4) いじめに関係した児童生徒の保護者間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

1 1 校長・副校長及び職員による懲戒

校長・副校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒に対して適切に懲戒を加えるものとする。

IV 重大事態への対処

1 2 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を附属学校室へ報告する。
- (2) 附属学校室と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

V その他

1 3 学校評価等における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの早期発見、いじめの再発予防するための取組等を加え、適切に評価する。

策定 平成26年 3月31日
改正 令和 7年 7月 7日